

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する
法律の施行状況に関する報告

令和四年 一月 一日から
同年十二月三十一日まで

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）第三十一条の規定に基づき、令和四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況を左記のとおり報告いたします。

記

一 観察処分決定と観察処分の期間の更新の経緯及び再発防止処分の請求

公安審査委員会は、平成十二年一月二十八日、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第五条第一項の規定に基づき、「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下「当該団体」という。）について、三年間の観察処分（公安調査庁長官の観察に付する処分をいう。以下同じ。）を行う決定を行った。さらに、同条第四項の規定に基づき、平成十五年一月二十三日、平成十八年一月二十三日、平成二十一年一月二十三日、平成二十四年一月二十三日、平成二十七年一月二十三日、平成三十年一月二十二日及び令和三年一月六日、それぞれ観察処分の

期間を更新する決定を行った。

また、公安調査庁長官は、令和三年十月二十五日、団体規制法第十二条第一項前段の規定に基づき、当該団体のうち、「Aleph」の名称を用いる団体（以下「Aleph」をいう。）について、団体規制法第五条第五項において準用する同条第三項に規定される報告すべき事項が報告されておらず、団体規制法第八条第一項に規定される再発防止処分の要件を充足することから、公安審査委員会に対し、再発防止処分請求を行った。その後、同請求に係る公安審査委員会の審査が進行する状況下において、Aleph から、請求の原因となった未提出分の報告書が提出されたことなどを受け、公安調査庁長官は、同年十一月十九日、同請求を撤回した。

二 観察処分の実施等

1 観察処分に基づく調査等

公安調査庁長官は、当該団体に対する令和三年一月六日付け公安審査委員会決定によりその期間が更新された観察処分の実施のため、団体規制法第七条第一項の規定に基づき、公安調査官に必要な調査をさせたことに加え、同条第二項の規定に基づき、令和四年中、合計三十回にわたり、当該団体が所有し

又は管理する土地又は建物延べ三十三箇所（実数二十七箇所）に公安調査官を立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させた（別表の一参照）。

関係都道府県警察は、公安調査官による立入検査に際し、立入先周辺の警戒警備を実施した。

また、令和四年中、団体規制法第五条第五項において準用する同条第三項の規定に基づく公安調査庁長官宛ての報告について、当該団体は、三月ごとに報告書を提出した。

なお、当該団体のうち、Alpha は、公安審査委員会が特に必要と認める事項として公安調査庁長官への報告を必要とした、団体の営む収益事業に関する事項等、報告すべき事項の一部について報告を行っておらず、公安調査庁からの度重なる是正指導にも応じていない。

公安調査庁長官は、団体規制法第五条第六項の規定に基づき、当該団体から報告された内容を警察庁長官に通報した。

2 調査結果の提供

公安調査庁長官は、団体規制法第三十二条の規定に基づき、関係地方公共団体の長の請求を受け、令和四年中、合計三十一回にわたり、延べ四十（実数二十）の関係地方公共団体の長に対し、これまでの

観察処分に基づく調査の結果を提供した（別表の二参照）。

3 地域住民との意見交換会の実施

公安調査庁は、当該団体の施設が存する地域に居住する住民の恐怖感・不安感の軽減に資するため、令和四年中、都道府県警察及び関係地方公共団体とともに実施したものを含め合計十八回にわたり、地域住民との意見交換会を実施した。

4 観察処分の取消しを求める行政訴訟

平成三十年の観察処分の期間を更新する決定に関し、当該団体のうち、「ひかりの輪」の名称を用いる団体（以下「ひかりの輪」という。）は平成三十年二月二十三日に、平成二十七年一月に Aleph を離れて活動を開始した元 Aleph 幹部構成員の山田美砂子（以下「山田」という。）を中心とする団体（以下「山田らの集団」という。）は幹部構成員である山田において平成三十年七月二十日に、同決定の取消などを求める行政訴訟をそれぞれ提起した。いずれにおいても、第一審の東京地方裁判所は、原告の請求を棄却するなどし、東京高等裁判所も、第一審の東京地方裁判所判決を是認した。ひかりの輪を原告とする訴訟では、ひかりの輪が上告せずにその敗訴が確定し、山田を原告とする訴訟では、山田が

判決を不服として上告したが、令和四年五月二十六日に、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理を決定したため、その敗訴が確定した。

また、令和三年の観察処分期間を更新する決定に関し、当該団体のうち、ひかりの輪は令和三年三月八日に、Aleph は同年七月二日に、山田らの集団は山田において同年七月五日に、同決定の取消しなどを求める行政訴訟を提起し、これらの訴訟は、いずれも東京地方裁判所に係属中である。

三 当該団体の現状

1 組織の概況

当該団体は、令和四年十二月三十一日現在、国内に構成員約千六百五十人（出家した構成員約二百五十人、在家の構成員約千四百人）を擁し、ロシア連邦内にも構成員を擁している。また、十五都道府県下に三十箇所の特設施設及び約五箇所の出家した構成員居住用施設等を確保している。

なお、当該団体は、いわゆる「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」（以下「両サリン事件」という。）の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を明示的に強調する Aleph 及び山田らの集団並びに観察処分を免れるため、松本の影響力の払拭を装いつつ、松

本の意味を実現することを目的として組織されたひかりの輪を中心に構成されており、いずれの団体も、依然として、松本及び松本の説くオウム真理教の教義を共通の基盤としているものと認められる。

2 活動の概況

(一) 松本の影響力

当該団体のうち、Aleph 及び山田らの集団においては、従前と同様、松本の写真を施設内の修行道場等に掲げていること、説法会等において、構成員に対して、松本の「偉大性」を称賛する内容の映像を視聴させたり、松本への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行等に取り組ませたりしていることなどが、また、当該団体のうち、ひかりの輪においては、松本に関係があるとする仏画を施設内の修行道場等に掲げていることなどが確認されている。

こうしたことから、当該団体は、松本の死後も依然として、松本及び松本の説くオウム真理教の教義がその存立、運営の基盤をなしていると認められ、松本が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有していると認められる。

(二) 閉鎖的・欺まんの体質

当該団体は、従前と同様、出家した構成員を当該団体管理下の拠点施設等に集団居住させて一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築しており、公安調査官による立入検査の際には、検査開始時に施設入口の開扉までに時間を掛けたり、出家した構成員が、公安調査官の質問に対して、「答える義務はない」などと発言して回答を拒否したり、物件の検査に対して異議を唱えたりするといった非協力的な姿勢を徹底するなど、その組織体質は依然として閉鎖的であると認められる。

また、当該団体は、公安調査庁長官宛ての報告において、構成員や団体活動に関する意思決定等について実態に即した内容を報告していない。

特に、当該団体のうち、Aleph は、団体の営む収益事業に関する事項等、報告すべき事項の一部について、報告を行っていない。さらに、Aleph においては、対外的には両サリン事件に対する反省・謝罪を強調しているものの、実際には、構成員が、両サリン事件をはじめとする当該団体がじゃっ起した一連の事件について、当該団体の関与を否定する趣旨の発言を行っていることなども確認されている。

こうしたことから、当該団体の組織体質は依然として欺まんと認められる。

(三) 資金及び構成員獲得に向けた諸活動

当該団体は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況下においても、幹部構成員による説法会を実施しているほか、当該団体のうち、Aleph及びひかりの輪は、年末年始、五月連休及び夏季又は秋季にセミナーを実施して参加費や布施を徴収しており、さらに、Alephは、一般企業に就業する出家した構成員の給与等を上納させるなどして、資金を獲得している。

また、当該団体のうち、Alephは、インターネット上で提供されるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用などによる非対面型の勧誘手法等を用いて、青年層を中心に接触を図り、その名称を秘匿して運営するヨーガ教室や勉強会への参加を働き掛けるなどして、新規構成員を獲得している。

別表

一 立入検査の状況

回数	令和四年 月・日	立入検査の場所	立入り人数
一	一・六	大宮施設（埼玉県さいたま市大宮区桜木町）	公安調査官 十一人
二	一・九	水戸施設（茨城県水戸市水府町）	公安調査官 八人
三	一・十八	京都施設（京都府京都市南区上鳥羽鍋ヶ淵町）	公安調査官 十三人
四	一・十九	徳島施設（徳島県徳島市中島田町）	公安調査官 八人
五	一・二十六	足立入谷施設（東京都足立区入谷）	公安調査官 五人
六	二・二	仙台施設（宮城県仙台市宮城野区東仙台）	公安調査官 九人
七	二・九	生野施設（大阪府大阪市生野区新今里）	公安調査官 四人
八	二・十七	小諸施設（長野県小諸市大字加増）	公安調査官 六人
九	二・二十五	東大阪施設（大阪府東大阪市箱殿町）	公安調査官 八人

回数	令和四年 月・日	立入検査の場所	立入り人数
十	三・六	武蔵野施設（東京都武蔵野市吉祥寺南町）	公安調査官 七人
十一	四・十四	新保木間施設（東京都足立区保木間）	公安調査官 十二人
十二	四・二十一	甲賀信楽施設（滋賀県甲賀市信楽町）	公安調査官 七人
		水口施設（滋賀県甲賀市水口町）	公安調査官 八人
十三	五・十九	札幌白石施設（北海道札幌市白石区本通）	公安調査官 十二人
十四	五・三十一	岩倉施設（愛知県岩倉市本町）	公安調査官 十人
十五	六・十五	北越谷施設（埼玉県越谷市北越谷）	公安調査官 十五人
十六	六・十八	金沢施設（石川県金沢市昌永町）	公安調査官 八人
十七	七・二十七	名古屋施設（愛知県名古屋市中区千代田）	公安調査官 十三人
十八	八・五	足立入谷施設（東京都足立区入谷）	公安調査官 十九人

回数	令和四年 月・日	立入検査の場所	立入り人数
十九	八・二十四	西荻施設（東京都杉並区西荻北）	公安調査官 十五人
二十	八・三十一	南烏山施設（東京都世田谷区南烏山）	公安調査官 十二人
二十一	九・六	八潮大瀬施設（埼玉県八潮市大字大瀬） 八潮伊勢野施設（埼玉県八潮市大瀬）	公安調査官 十五人
二十二	十・五	福岡施設（福岡県福岡市博多区住吉）	公安調査官 十人
二十三	十・十一	野田施設（千葉県野田市下三ヶ尾）	公安調査官 七人
二十四	十・十九	札幌施設（北海道札幌市豊平区美園） 札幌白石施設（北海道札幌市白石区本通）	公安調査官 十四人 公安調査官 八人
二十五	十・二十五	小諸施設（長野県小諸市大字加増）	公安調査官 九人
二十六	十一・一	保木間施設（東京都足立区保木間）	公安調査官 十三人

回数	令和四年 月・日	立入検査の場所	立入り人数
二十七	十一・ 八	生野施設（大阪府大阪市生野区新今里）	公安調査官 十四人
二十八	十一・ 十六	横浜施設（神奈川県横浜市神奈川区新町）	公安調査官 十一人
二十九	十二・ 一	東大阪施設（大阪府東大阪市箱殿町）	公安調査官 九人
三十	十二・ 十四	北越谷施設（埼玉県越谷市北越谷）	公安調査官 十六人

二 調査結果の提供状況

回数	令和四年 月・日	提供先	提供内容の概要
一	一・十一	北海道知事	札幌施設及び札幌白石施設、当該団体提出の第八十六回、第八十七回及び札幌白石施設、当該団体提出の第八十六回、第八十七回に関する調査結果並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
二	一・十三	京都府京都市長 愛知県岩倉市長	当該団体提出の第八十六回、第八十七回及び第八十八回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
三	二・一	東京都世田谷区長 愛知県名古屋市長	南鳥山施設、当該団体提出の第八十五回、第八十六回、第八十七回及び第八十八回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
四	二・三	愛知県豊明市長	当該団体提出の第八十六回、第八十七回及び第八十八回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
五	二・十	東京都足立区長	新保木間施設、八潮大瀬施設、保木間施設及び足立入谷施設、当該団体提出の第八十五回、第八十六回、第八十七回及び第八十八回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
六	二・二十五	北海道札幌市長	札幌施設及び札幌白石施設、当該団体提出の第八十六回、第八十七回及び札幌白石施設、当該団体提出の第八十六回、第八十七回に関する調査結果
七	三・七	埼玉県知事	北越谷施設、八潮大瀬施設、八潮伊勢野施設及び大宮施設並びに当該団体提出の第八十六回、第八十七回及び第八十八回報告書に関する調査結果

回数	令和四年 月・日	提供先	提供内容の概要
八	三・十八	東京都台東区長	当該団体提出の第八十八回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
九	三・二十三	北海道知事	当該団体提出の第八十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十	四・十二	滋賀県知事 滋賀県甲賀市長	当該団体提出の第八十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十一	四・十四	愛知県名古屋市長	当該団体提出の第八十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十二	四・十九	埼玉県知事 東京都知事	当該団体提出の第八十九回報告書に関する調査結果 新保木間施設、西荻施設、保木間施設、足立入谷施設、南烏山施設及び武蔵野施設、当該団体提出の第八十九回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
十三	四・二十二	北海道札幌市長 愛知県岩倉市長	当該団体提出の第八十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十四	四・二十六	京都府京都市長	京都施設、当該団体提出の第八十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果

回数	令和四年 月・日	提供先	提供内容の概要
二十五	五・二	長野県小諸市長	小諸施設、当該団体提出の第八十九回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十六	七・二十九	滋賀県湖南市長	当該団体提出の第八十六回、第八十七回、第八十八回及び第八十九回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
十七	八・二	滋賀県知事 埼玉県八潮市長	八潮伊勢野施設及び八潮大瀬施設、当該団体提出の第八十六回、第八十七回、第八十八回、第八十九回及び第九十回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
十八	八・四	京都府京都市長 滋賀県甲賀市長	当該団体提出の第九十回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果 甲賀信楽施設及び水口施設、当該団体提出の第九十回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
十九	八・二十三	愛知県岩倉市長	岩倉施設、当該団体提出の第九十回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十	八・二十五	愛知県名古屋市長 北海道札幌市長	当該団体提出の第九十回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果 札幌白石施設、当該団体提出の第九十回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十一	八・三十	埼玉県越谷市長	当該団体提出の第八十八回、第八十九回及び第九十回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果

回数	令和四年 月・日	提 供 先	提 供 内 容 の 概 要
二十二	九・二	埼玉県知事	北越谷施設及び当該団体提出の第九十回報告書に関する調査結果
二十三	十・七	愛知県岩倉市長	当該団体提出の第九十一回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十四	十・二十四	愛知県名古屋市長	名古屋施設、当該団体提出の第九十一回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十五	十一・二	京都市京都市長	当該団体提出の第九十一回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十六	十一・二十五	宮城県知事	仙台施設、当該団体提出の第九十一回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十七	十一・二十九	宮城県仙台市長	仙台施設、当該団体提出の第九十一回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十八	十二・一	東京都杉並区長	西荻施設、当該団体提出の第九十一回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果
二十九	十二・五	東京都世田谷区長	南烏山施設、当該団体提出の第八十九回、第九十回及び第九十一回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果
三十	十二・八	埼玉県知事	八潮伊勢野施設及び八潮大瀬施設並びに当該団体提出の第九十一回報告書に関する調査結果

三十一	回数
十二・十六	令和四年 月・日
北海道札幌市長	埼玉県越谷市長 提供先
札幌施設及び札幌白石施設、当該団体提出の第九十二回報告書並びに当該団体の活動状況に関する調査結果	北越谷施設、当該団体提出の第九十一回報告書及び当該団体の活動状況に関する調査結果 提供内容の概要

参照

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百七号）（抄）

（国会への報告）

第三十一条 政府は、毎年一回、国会に対し、この法律の施行状況を報告しなければならない。

（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
 - 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
 - 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
 - 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。
- 2 前項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。
- 一 当該処分が効力を生じた日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所
 - 二 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途

- 三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
 - 四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
 - 五 その他前項の処分の際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
- 3 第一項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の前日までの期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に、次に掲げる事項を、公安調査庁長官に報告しなければならない。
 - 一 当該各期間の末日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所
 - 二 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
 - 三 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
 - 四 当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
 - 五 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの
 - 六 その他第一項の処分の際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
 - 4 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であつて、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。
 - 5 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替えるものとする。
 - 6 公安調査庁長官は、第二項の規定又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(観察処分の取消し)

第六条 公安審査委員会は、前条第一項又は第四項の処分について、当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要がなくなつたと認められるときは、これを取り消さなければならぬ。

2 前条第一項又は第四項の処分を受けた団体は、公安審査委員会に対し、前項の規定による当該処分の取消しを促すことができる。

(観察処分の実施)

第七条 公安調査庁長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするため、公安調査官に必要な調査をさせることができる。

2 公安調査庁長官は、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときは、公安調査官に、同条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(再発防止処分)

第八条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

- 一 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、人の身体を傷害し若しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。
 - 二 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を略取し若しくは略取しようとしているとき又は人を誘拐し若しくは誘拐しようとしているとき。
 - 三 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、人を監禁し又は監禁しようとしているとき。
 - 四 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、爆発物、毒性物質若しくはこれらの原材料若しくは銃砲若しくはその部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いられる設備を保有し若しくは保有しようとしているとき。
 - 五 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、当該団体に加入することを強要し若しくは強要しようとしているとき又は当該団体からの脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。
 - 六 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領に従って役員又は構成員に対する指導を行い又は行おうとしているとき。
 - 七 当該団体の役員又は構成員が、団体の活動として、構成員の総数又は土地、建物、設備その他資産を急激に増加させ又は増加させようとしているとき。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。
- 2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。
- 一 いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。
 - 二 当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止すること。
 - 三 当該無差別大量殺人行為に関与した者又は当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員であった者

（以下「当該無差別大量殺人行為の関与者等」という。）に、当該団体の活動の用に供されている土地又は建物において、当該団体の活動の全部又は一部に参加させ又は従事させることを禁止すること。

四 当該団体に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は当該団体からの脱退を妨害することを禁止すること。

五 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止し、又は制限すること。

（役員又は構成員等の禁止行為）

第九条 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、団体の活動として、当該処分に違反する行為をしてはならない。

2 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該団体が前条第二項第一号に掲げる処分を受けた場合にあつては、いかなる名義をもつてするかを問わず、当該処分により取得し又は借り受けることが禁止された土地又は建物を当該団体の用に供する目的で取得し又は借り受けること。

二 当該団体が前条第二項第二号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該団体の用に供する目的で当該処分により使用を禁止された土地又は建物を使用すること。

三 当該団体が前条第二項第三号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該無差別大量殺人行為の関与者等に、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加させ又は従事させること。

四 当該団体が前条第二項第四号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該処分により禁止された団体への加入を強要すること若しくは勧誘すること又は当該団体から脱退する行為を妨害すること。

五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあつては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ること。

3 当該団体が前条第二項第三号に掲げる処分を受けている場合にあつては、当該無差別大量殺人行為の関与者等は、当該処分が効力を生じた後は、当該処分により参加させ又は従事させることを禁止された当該団体の活動に参加し又は従事してはならない。

(処分の請求)

第十二条 第五条第一項及び第八条の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。第五条第四項の処分についても、同様とする。

2 公安調査庁長官は、前項の処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする。

3 警察庁長官は、必要があると認められるときは、公安調査庁長官に対し、第五条第一項若しくは第四項又は第八条の処分を請求することが必要である旨の意見を述べることができる。

(観察処分に係る団体の所有又は管理する土地・建物に関する書面の提出)

第十三条 公安調査庁長官は、公安審査委員会規則で定めるところにより、第五条第一項又は第四項の処分を請求するとき又はその後において、当該処分に係る団体が所有し又は管理すると認める土地又は建物について、これを特定するに足りる事項を記載した書面を公安審査委員会に提出しなければならない。

(立入検査等)

第十四条 警察庁長官は、第十二条第二項又は第三項の規定に基づき第八条の処分の請求に関して意見を述べるために必要があると認められるときは、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

2 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、同項の

調査を行うために特に必要があると認められるときは、あらかじめ警察庁長官の承認を得て、当該都道府県警察の職員に、第五条第一項又は第四項の処分を受けている団体が所有し又は管理する土地又は建物に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 警察庁長官は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、公安調査庁長官に協議しなければならない。

4 (略)

5 警察本部長は、第二項の規定による立入検査をさせたときは、その結果を速やかに文書で警察庁長官に報告しなければならない。

6 警察庁長官は、前項の報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で公安調査庁長官に通報するものとする。

7 (略)

(処分の請求の方式)

第十五条 第十二条第一項前段の処分の請求は、次に掲げる事項その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書（以下「処分請求書」という。）を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

一 請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 請求の原因となる事実

2 処分請求書には、請求の原因となる事実を証すべき証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を添付しなければならない。

(意見聴取)

第十六条 公安審査委員会は、第十二条第一項前段の処分の請求があったときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見聴取の通知の方式)

第十七条 公安審査委員会は、前条の意見聴取を行うに当たっては、あらかじめ、意見聴取を行う期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 公安調査庁長官の請求に係る処分内容及び根拠となる法令の条項
 - 二 請求の原因となる事実
 - 三 意見聴取の期日及び場所
- 2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、当該通知が当該団体に到達したものとみなす。
- 3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示のほか、これに通知書を送付しなければならない。

(代理人)

第十八条 前条第一項の通知を受けた団体（同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる団体を含む。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当該団体のために、意見聴取に関する一切の行為をすることができる。

(意見聴取の指揮)

第十九条 意見聴取は、公安審査委員会が指名する公安審査委員会の委員長又は委員（以下「指名委員等」という。）が指揮する。

- 2 指名委員等は、意見聴取の期日の冒頭において、公安調査庁の職員に、請求に係る処分内容及び根拠となる法

令の条項並びに請求の原因となる事実を意見聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

3 指名委員等は、意見聴取の手續を妨げる行為をした者に退去を命ずることができる。

(意見の陳述及び証拠書類等の提出等)

第二十条 当該団体の役員、構成員及び代理人は、五人以内に限り意見聴取の期日に出頭して、当該処分を行うことについて意見を述べ、証拠書類等を提出することができる。

2 当該団体の役員、構成員及び代理人は、指名委員等の許可を得て公安調査庁の職員に対し質問を発することができる。

3 当該団体の役員、構成員及び代理人は、意見聴取の期日への出頭に代えて、公安審査委員会に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

(意見聴取の終結)

第二十一条 指名委員等は、当該団体の役員、構成員及び代理人の全部又は一部が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

2 指名委員等は、前項に規定する場合のほか、当該団体の役員、構成員及び代理人の全部又は一部が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、前条第三項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

(公安審査委員会の決定)

第二十二条 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、次の区分に従い決定をしなければならない。

- 一 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定
 - 二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定
 - 三 処分の請求が理由があるときは、その処分を行う決定
- 2 公安審査委員会は、第十七条第二項の規定による公示があった日から三十日以内に、処分の請求に係る事件につき決定をするように努めなければならない。

(決定の方式)

第二十三条 前条第一項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を付して、委員長及び決定に関与した委員がこれに署名押印をしなければならない。

(決定の通知及び公示)

第二十四条 第二十二条第一項の決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。

2 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。ただし、当該団体に代理人がある場合には、当該団体に代えて代理人に決定書の謄本を送付することができる。

3 第二十二条第一項の決定は、官報で公示しなければならない。

4 公安調査庁長官は、第一項の通知を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(決定の効力発生時期)

第二十五条 第二十二条第一項の決定は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める時に、それぞれそ

の効力を生ずる。

- 一 処分の請求を却下し、又は棄却する決定 決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された時
- 二 処分を行う決定 前条第三項の規定により官報で公示した時

(観察処分の期間の更新の手続)

第二十六条 公安調査庁長官は、第十二条第一項後段の処分の請求をするときは、更新の理由となる事実その他公安審査委員会規則で定める事項を記載した請求書（以下この条において「更新請求書」という。）を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

2 (略)

3 公安審査委員会は、第一項の請求があつたときは、当該団体に対し、意見陳述の機会を付与しなければならない。この場合において、意見陳述は、陳述書及び証拠書類等を提出して行うものとする。

4 公安審査委員会は、前項の陳述書の提出期限の七日前までに、当該団体に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 更新が予定される処分内容及び更新の根拠となる法令の条項
- 二 更新の理由となる事実
- 三 陳述書の提出先及び提出期限

5・6 (略)

(公安調査官の調査権)

第二十九条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第三条に規定する基準の範囲内において、必要な調査（第七条第一項の規定による調査を含む。次条において同じ。）をすることができる。

(調査結果の提供)

第三十二条 公安調査庁長官は、関係都道府県又は関係市町村（特別区を含む。）の長から請求があつたときは、当該請求を行った者に対して、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、第五条の処分に基づく調査の結果を提供することができる。

(処分取消しの訴え)

第三十五条 法人でない社団又は財団で第二十二条第一項第三号(第二十六条第六項において準用する場合を含む。)の決定を受けたものは、その名において処分の取消しを求める訴訟を提起することができる。